

第 1 4 回
東京地方裁判所委員会
(平成 1 9 年 1 1 月 1 日開催)

東京地方裁判所委員会(第14回)議事概要

(東京地方裁判所委員会事務局)

1 日時

平成19年11月1日(木) 15:00～17:00

2 場所

東京地方裁判所第1会議室

3 出席者

(委員) 岡田雄一, 小粥節子, 斎藤義房, 佐久間達哉, 芝田俊文, 白木勇, 瀧澤泉, 田辺信彦, 田村浩子, 西岡清一郎, 濱田和男, 平山幸雄, 丸山陽子, 宮山雅行, 我妻学, 渡辺雅昭

(事務局) 原田伸一東京地裁事務局長, 山本要一東京地裁民事首席書記官, 安原義人東京地裁刑事首席書記官, 渡邊直樹東京簡裁事務部長, 渡辺雅伸東京地裁総務課長, 杉崎直行東京地裁総務課課長補佐, 仁尾光宏東京地裁総務課庶務第一係長

4 議題

「裁判員制度の運営と国民の参加意欲を高める方策について」

5 配布資料

- 1 広報用映画「裁判員 - 選ばれ, そして見えてきたもの」パンフレット
- 2 裁判員制度フォーラム掲載新聞記事(平成19年8月30日朝日新聞朝刊地方版)
- 3 JW(ジュディシャル・ワールド)2008Vol.2からの抜粋記事
(「リーダーズノート株式会社」のご好意により, 発売日前ではあるが本委員会の資料として配付した。)
- 4 裁判員制度フォーラム実施会場一覧表
- 5 東京簡易裁判所墨田庁舎パンフレット

6 議事

(1) 委員交代の報告及び新任委員の自己紹介

委員長から、次のとおり委員の交代について報告し、斎藤委員及び田辺委員から自己紹介があった。

高木國雄委員 斎藤義房委員(東京弁護士会)

保田眞紀子委員 田辺信彦委員(第二東京弁護士会)

(2) 説明「東京簡易裁判所墨田庁舎の開庁について」

【発言者の表示 = : 委員長, : 委員, : 裁判所委員】

(大型スクリーンにニュース映像を映し出して、紹介した。)

東京簡易裁判所墨田庁舎は、8月6日に開庁し、9月6日には落成式を挙行了た。

最寄り駅は、JR総武線の錦糸町駅と東京メトロ半蔵門線の錦糸町駅であり、東京メトロの4番出口から歩いて5分ほどで庁舎に着く。

錦糸町駅は、23区の中では東側に位置しているが、新宿、中野、渋谷、品川といった駅からいずれも乗換えなしで行けるので、交通の便はよい。

この庁舎は、裁判所として初めてPFI事業によって建設された建物である。

PFI事業とは、建物等の施設の整備・運営等に民間の手法やノウハウを導入する事業であり、墨田庁舎では、建物の設計、建設、資金調達、完成後の建物の維持管理等をワンセットとして事業を依頼している。これらの総事業費は、約27億円である。

建物の規模は、地上6階、地下1階で、延べ床面積は約8,000㎡であり、旧建物(東京簡易裁判所墨田分室)の2.3倍になった。

墨田庁舎で取り扱う刑事事件は、交通略式と令状請求である。

民事事件については、従来霞ヶ関庁舎で取り扱っていた民事調停と支払督促を庁舎の建設を機に事務移転した。その理由は、霞ヶ関で行っていた民事調停が手狭になったからである。

墨田に移転したことにより、調停室は91室と旧建物の約2倍になった。

墨田庁舎には、裁判官を含めて約120人の職員が勤務している(東京簡裁の全職員は、約430人)。

次に、墨田庁舎のフロア構成についてご説明する。

刑事部門は、1階と2階に配置されている。この部門には、裁判所のほかに警視庁の交通部交通執行課と東京区検察庁道路交通部も入居しており、3階の合同庁舎となっている。

民事部門は、1階の一部と3階以上に配置されている。1階には受付相談室、3～5階には民事調停の事務室、6階には調停室の一部と支払督促の事務室がある。

民事部門と刑事部門はエントランスから別々になっており、それぞれの来庁者が中で交錯しないように配慮されている。

建物の外観は、縦の格子を強調し、和のイメージを取り入れている。この庁舎の前の通りは、「北斎通り」という葛飾北斎ゆかりの地であり、両国方面にずっと行くと、江戸東京博物館まで続いている。墨田庁舎は、地域にふさわしい落ち着いた雰囲気になっている。

1階は、刑事の交通部門の玄関と民事部門の玄関が分かれている。利用者は、別々の入口から入って、中でも顔を合わせることはない。

交通部門の玄関ホールの奥が待合室である。正面の液晶モニターに番号が表示されて呼び出され、順次警察官・検察官の取調べ室に案内される。その後、裁判所から略式命令が出され、この建物の中で罰金の納付までできるようになっている。交通部門の待合室は、2階にもある。

他方、民事部門は、玄関の正面にインフォメーションコーナーがあり、その左側がエレベータホールになっている。民事の当事者は、この玄関から入り、3～5階のそれぞれの調停室に向かう。これらのフロアは、ほぼ同じ構造になっており、エレベータから降りた当事者は、右手にある書記官室に声を掛けていただいた上で、申立人待合室又は相手方待合室（フロアの両端に分かれて配置されている。）でお待ちいただくことになる。

3～6階は、建物の中心部分を吹き抜けの「光の庭」とし、窓のない調停室がないように設計されている（本来、調停室は狭いので、大きな建物だと窓のない部屋ができやすい。）。

調停室には可動式の間仕切りがあり、部屋の大きさを変更することができる。

墨田庁舎を開庁してから3か月近く経ったが、当事者の方から「東の方に移転して遠くなった。」というような評判は今のところ聞いていない。ただ、この建物には食堂がないので、買ったお弁当をどこで食べたらいいかと聞かれることがある。待合室で召し上がっていただく分には差し支えない。

調停委員からは、「霞ヶ関庁舎と事件の掛け持ちをする場合に、移動をしなければならないので不便である。」という話が出ている。霞ヶ関までは40分位掛かるので、従来一か所で済んだのにというご不満は分かる。

しかし、今回の調停部門の移転は、霞ヶ関庁舎が手狭になり、また、霞ヶ関庁舎に裁判員裁判の施設を作らなければならないという要請によるものである。霞ヶ関地区の中で調停のための施設を確保することは困難であるという状況をご理解いただきたい。

墨田庁舎を利用された地裁委員の使い勝手はいかがか。

新しいのでとても気持ちがよいが、今までワンフロアで全部の調停委員に会えたのに、今は係ごとにフロアが分かれ、情報交換の機会が少なくなったことが、ちょっと残念である。

3階、4階、5階にそれぞれ調停委員室があるから。

6階に調停委員共用室があるが、わざわざそこへ行く委員は少ない。

昼食等でご不便はないか。

午前中の事件が長引いて、外に食事に出られないことがある。

この規模の庁舎だと、食堂を作っても業者が入らない。雨の日は困るが、錦糸町の駅が近いので、そこまで行っていただくか、売店でお弁当を買っていただくという方法もある。

当事者の代理人として、2、3回行った。何階で調停をやるのかが当事者に分かりにくいので、1階で待ち合わせをすることにしているが、場所がない。ちょっと待ち合わせができる場所があると便利である。

1階には、調停受付相談の待合室はあるが。

そこを使ったが、あまり広くない。

確かに、1階には待ち合わせに適した場所はない。当事者の方には、あらかじめ3～5階のうち、どのフロアに来ていただくかをご案内してあるので、それぞれのフロアの待合室をご利用いただきたい。

依頼者が階数を間違えると会えないことがあるので、建物の1階入口で待ち合わせることにしている。

各フロアの書記官室にも案内の者がいるので、遠慮なく尋ねてもらいたい。

家裁・簡裁庁舎の1階には総合案内コーナーがあり、案内の職員がいる。墨田庁舎には、そのような職員はいないのか。

総合案内のための職員はいないが、1階に受付相談事務室があるので、その職員にお尋ねいただきたい。

墨田庁舎は、調停・督促と交通切符の2部門だけであり、入口も別々になっている。督促も、来庁するのは業者の方が多いので、総合案内のための職員は配置していない。

受付相談に来られた当事者を、どのようにして調停と訴訟に振り分けるのか。

受付相談は、霞ヶ関庁舎でも行っている。例えば、霞ヶ関庁舎で相談をされた方が最終的に調停を申し立てる場合には、わざわざ墨田庁舎まで来なくてもよいように、霞ヶ関庁舎でも調停の受付を行っている。支払督促についても、霞ヶ関庁舎に提出されたものは、墨田庁舎に回付する扱いにしている。両方の庁舎でよく連絡を取り合って、当事者の方をたらい回

しにすることのないように心掛けている。

(3) 説明「裁判員裁判に関する東京地方裁判所の取組について」

前回（5月31日）以降の東京地裁の活動について、ご説明する。

前回の委員会では、様々な統計数値のほか、実施までの大まかな工程、選任手続の流れの概略、5月30日に実施した模擬選任手続の中で辞退事由がどのように判断されたのか等について、ご説明した。

「裁判員制度の運営と国民の参加意欲を高める方策について」は、2つの面から考えていく必要があると思う。

一つは、「裁判員裁判の審理や評議を、国民の方々に分かりやすいものにするにはどうすればよいか。」という、主として法曹三者の取組・スキルアップの問題やこれまでの裁判の見直しといった問題である。

もう一つは、②「辞退事由の有無の判断に当たって、国民各層の抱える生活上・職業上の事情（社会の実相）を踏まえた解釈や運用を行うことにより、幅広い層の一般国民の方々に、できるだけ無理なく参加していただくにはどうすればよいか。」という問題である。

については、前回以降に実施した模擬裁判の状況や、模擬評議を中心としたミニフォーラムという企画についてご紹介したい。②については、10月1日に実施した2回目の模擬選任手続の様子を、ニュース映像を交えながらご説明したい。

これまで、法曹三者は、年3回程度、異なったテーマで模擬裁判を実施してきた。

昨年度までは、殺意の有無、共謀の存否、自白の任意性（捜査段階で被告人が自白調書を取られている事件について、その調書を証拠として採用できるか。採用する場合、その信用性は。）、強盗致死事件（法定刑は死刑又は無期懲役）の量刑等が争点となる事件を題材として模擬裁判を実施してきた。

検察官や弁護人が様々な工夫をし、裁判官も評議で実験的なやり方を試すなどし、模擬裁判後には、法曹三者で検討反省会を行ったり、持ち帰ってそれぞれが検証を行うという作業を続けてきた。

本年度は、5月30日から3日間、正当防衛の成否が争点となる事件（愛人関係にあった粗暴癖のあるDV男性を、女性被告人が殺害したという事件）の模擬裁判を実施した。

評議の結果、過剰防衛の成立を認め、懲役13年の求刑に対して懲役6年の判決を言い渡した。

10月17日から3日間は、統合失調症にかかり被害妄想のあった被告人が殺人事件を起

こしたという題材で、被告人の責任能力の有無を争点とする模擬裁判が実施された。

精神科医の協力を得て、通常は数十ページに及ぶ責任能力についての鑑定書を5ページ程度の簡潔なものにした上で、本物の精神科医に法廷で証人として証言してもらった。

この鑑定書の内容（統合失調症の概念や心神喪失と判断した理由など）を素人の方にも分かりやすく説明してもらい、裁判員役に責任能力の有無について議論してもらった。

検察官、弁護士、裁判官も、分かりやすい主張をし、説明を試みた。

まだ詰めた検証作業をしていないが、裁判員役からは、「鑑定書や鑑定人の証言は、分かりやすかった。」という感想が多かった。責任能力の概念についても、思いのほか理解されているようで、それなりに成果があったと思っている。

これとは別に、東京地裁では、刑事部の全か部（令状部を除く20か部）で、来年の3月までそれぞれの部で1回ずつ模擬裁判を実施するという試みを並行して行っている。

これは、過去に実施した模擬裁判記録を使い、同じ時期に複数の部が同じ記録を基に、あらかじめそれぞれが異なった課題を設定して、別々のやり方を試し、その結果を検証するという作業である。

課題の設定では、例えば、量刑の評議の際に、これまでの裁判例を基にして作成した量刑資料を裁判員に示す場合と示さない場合では、それぞれ裁判員の反応はどうかというような検証を行っている。

各部で行う模擬裁判については、既に7月（第1期）に5か部を実施し、10月末から12月にかけて（第2期）9か部で3種類の記録を使って順次実施し、来年1月末から2月末まで（第3期）は、6か部で正当防衛が争点になる記録と責任能力が争点となる記録の2種類の記録を使って模擬裁判を行う予定である。その後、各部で協力して検証作業を行い、今後の改善に役立てていきたいと考えている。

次に、ミニフォーラムという模擬評議を中心とした広報活動についてご説明する。

これは、本日配付したパンフレット「裁判員 - 選ばれ、そして見えてきたもの」の広報用DVDの審理の部分（証人尋問や被告人質問、論告、弁論などで約45分間）を一般の方に見ていただき、その直後に裁判官と一緒に1時間くらいの模擬評議を行うという企画である。

一般の方に法廷に来ていただくのではなく、裁判官の方が出向いて行って各地で模擬評議を実施し、国民の皆様に評議とはどういうものかを体験していただくものである。

本年度は、来年3月までに東京都内の11区（支部管内は3市）で実施する予定である。

第1回のミニフォーラムは、9月22日（土）の午後に、豊島区民センターで実施した。

朝日新聞社にもこの企画を事前に掲載していただき、当日は、主婦、学生、会社員の方など51人の方が参加した。

「裁判員」のDVD上映後、裁判官3人ずつで2つの合議体を作り、12人の方が裁判員役になり、別々の部屋で評議を行った。裁判員役以外の方も、2つの部屋に分かれて傍聴しながら、随時意見を述べた。その後、もう一度全体で集まり、評議結果についての意見交換を行った。

このフォーラムの様態については、JW（ジュディシャル・ワールド）という雑誌に掲載される予定なので、出版社のご好意により、本日、資料として配布した。

参加者が50人程度という少人数の企画なので、裁判員役をはじめ、それ以外の会場の方々からも活発な意見が出た。

「評議に参加することを実感できた。」、「裁判官と意見を言い合えた。」といった好意的な感想を多くいただいた。

また、この企画の終了後も、裁判官が会場に残り、裁判員制度をはじめ、参加者からのいろいろな質問にお答えした。裁判官と参加者が双方向で意見や質問を交わすという点で、一定の成果があったと考えている。

今後、このDVDや最高裁が新たに作成したDVDを使い、もっと沢山の合議体を作るなどして同様の行事を実施していく予定である

12月実施分までについては、担当する各部の職員が区役所に伺い、広報の方法や会場設営についての検討を行っている。区によっては、ケーブルテレビや東京MXテレビの取材が予定されている。

私たち裁判所の職員は、このような広報を今までやったことがなかったが、今回の行事を通じて、いろいろな方法を知ることができ、また、都や区役所などの関係の方々との新たなネットワーク作りにもつながっている。

参加された方々に評議を体験・理解していただくとともに、裁判所にとっても、評議をどのようにしたら充実させることができるか、いろいろな方が参加した場合に、どうしたら評議を円滑に進められるかというノウハウの蓄積にも役立っている。

DVD「裁判員」は、裁判所が広報用に作成した映画であるが、よくできていて面白い。係に用意させたので、ご希望の委員は、お持ち帰りください。

10月17～19日に実施した模擬裁判をご覧になった委員の感想はどうか。

3日間に渡り、法廷の様子と本番では見られない評議の様子を拝見した。

これまでの刑事裁判に比べ、大変分かりやすい法廷になっていたし、精神鑑定書もコンパクトで理解しやすかった。関係者の努力に敬意を表したい。

ただし、なお工夫の余地があると思う。例えば、犯行現場の図面は、その図面の証拠調べのときにのみ法廷に置かれたモニター画面に表示されていた。その後の調書の朗読や証人尋問などの際にも示すようにするなど、五感を活用した（とりわけ視覚に訴える）立証を更に考えてほしい。

今回の模擬裁判の核心だった精神鑑定医の証人尋問には疑問があった。争点に絞り込んだ尋問ではなく、精神医学の勉強が延々と続き、迂遠な感じがした。

今回の裁判員は企業などから選ばれた人たちなのでしっかり聞いていたが、休憩をはさみながら4時間近くも尋問が続いたのは考えものだ。もっとも裁判員の中には、尋問を通じて精神医学の基礎から確認できたことを歓迎しているふうもあった。有罪無罪を判断する際の自信にもなったと思われる。どちらの道筋をとるべきか、なかなか難しいと思った。

全体を通してみると、とにかく忙しいという感想を抱いた。

裁判員の一人は企業の法務部の方で、司法の世界にもなじみのある方だったが、「審理についていくだけで必死だった。」と感想を語っていた。傍聴席の私もそう思った。

裁判長はこまめに休憩をとって審理経過を整理し、裁判員が理解できるよう手助けしていたようだが、証拠を咀嚼して理解し、自分の中に落とし込む時間がもっとほしい気がした。

耳で聞いてちょっとした疑問に引っかかっている間に審理が進んでしまうこともあるだろう。口頭主義・直接主義が大切なのは分かるが、裁判員の中には、読み上げられた調書の内容をもう一度目で確認したいという人もいるかもしれない。証人尋問のやり取りも同様だ。いろいろ難しい問題もあるようだが、速記録の迅速な作成が必要ではないか。中途半端な理解のまま裁かれては、被告人としては納得できない。

また、「無罪推定の原則」とか「合理的な疑いを超えて」とかいった言葉をよく耳にするが、自分自身、実はよく理解できていないことも痛感した。裁判官の説示が大切だと改めて認識した。

何かご質問やご意見はあるか。

この模擬裁判の弁護人役をやった弁護士から聞いたところによると、今回の裁判員役は、

大手の会社から選ばれた方だからあのレベルの議論にもついていけたが、そうでない人がついていけるかなという印象を持ったようである。

裁判所が、フォーラムを実施し、学生や主婦の方々が参加されているのはいいことだと思う。しかし、そのような行事に参加されるのは、意識の高い人たちである。

参加したくない人たちを含めて裁判員裁判が実施されるのだから、これからの工夫は大変であり、試行錯誤の繰り返しになると思う。

その点では、フォーラムの中での主婦の方たちの声がこれからどこまで活かせるか。

評価されたところは伸ばしていけばよいが、いろいろな注文を受けたところは、特に重要である。それを裁判所がしっかり受け止めて、これからの運営に実践的に役立てていてもらいたい。

ご指摘のとおりだと思う。一番最初に模擬裁判を始めたころは、弁護士会や検察庁、裁判所の職員が裁判員役をやっていた。だんだん企業にも声を掛け、大企業から始めて中小企業からも裁判員役を出していただけるようになってきた。

最近では、床屋さんを夫婦で経営されている奥さんや学生、無職の方にも参加していただいている。

裁判員役のすそ野は広げてきているが、意識の高い方が多い。ご指摘のとおり、いろいろな国民の方々に模擬裁判に参加していただくことは、本当に難しい。裁判所でも一生懸命に開拓しているが、これからの課題だと思っている。余裕があって意識の高い人ばかりを集めて模擬裁判をやって、本当に効果があるのかという認識は持っている。

先日も、私たちの地区の集まりに裁判所の書記官に来てもらい、裁判員制度の説明や質疑応答をしてもらった。その際に、模擬裁判の裁判員役の協力依頼があり、数名が裁判所に行ったと聞いている。

今後も、保護司や民生委員、警察や地域行政といった人たちを中心として同様の企画を実施していきたいと考えている。裁判所には、今後とも協力をお願いしたい。

ぜひ協力したい。担当者に連絡していただければ、具体的な内容について、いろいろとご相談に乗れると思う。

被害者支援の立場から、二点お願いしたい。

一つは、性犯罪の被害者に対し、心理的な負担を掛けないように配慮してもらいたいということである。

現在の裁判制度は、プロだけで運営しているので信頼して任せられるし、被告人や傍聴席

からの遮断措置も採られている。

裁判員裁判になると、法壇に6人の裁判員が加わることになり、被害者の立場からは心理的な圧迫感がある。被害者に対し、可能な限りそのような負担を掛けないような工夫をされることをお願いしたい。

もう一つは、裁判員に対する一時保育の制度を充実させてもらいたいということである。

報道によると、裁判所の近くで、保育時間を延長して利用できる施設の確保を検討しているようであるが、現時点での検討状況を説明してもらいたい。

一点目については、性犯罪を含む被害者、特に年少者や女性の被害者を証人尋問する場合には、現在既にビデオリンクや遮蔽の措置を採っているが、裁判員裁判においても同じ扱いをすることを予定しており、被害者に対する配慮が後退することはない。

二点目の一時保育の問題については、前回も一部ご説明したとおり、厚生労働省で具体的な対応を検討しており、現在、各自治体に照会文書を発出した旨の報道もされたところである。

前回の模擬裁判の結論について、裁判官だけだと無罪だが、裁判員を加えた評議では懲役6年になったと報道されていた。結論が大きく異なっているが、これまでの裁判なら無罪になったということか。

模擬裁判では、そうだった。

このように異なる結果になった要因が、評議の中で何か現れたのか。

この模擬裁判の題材は、非常に微妙な事案であった。裁判官が無罪としたのも、一人は心神耗弱、二人が心神喪失という意見だった。このように、裁判官の間でも評価が分かれる事案だった。

今回証言された精神科医も、「精神科医の間でも評価が分かれるだろう。」と言っていた。

また、法廷でのプレゼンテーションをどのようにやっていくかによっても、影響がある。

非常に難しい事案であったことは間違いない。結論が分かれたから事実誤認であるというようなことは言えない、難しい事案であった。現に、同じ記録を使い、同じように精神科医に証言してもらった他庁の模擬裁判でも、心神喪失となった裁判体もあるし、心神耗弱となった裁判体もあると聞いている。

先ほどの委員の感想にもあったが、書面で今までのやり取りを確認したいという要望はあると思う。一般的に、「耳学問」とか「目学問」と言われるように、耳から入って理解できる人と、目で確認した上で理解が深まる人がいて、人それぞれである。

長い時間が経てば、最初のことは忘れてしまって、後で目で確認したいという人も出てくるだろう。その辺の兼ね合いを、裁判所はどう考えているのか。

これまでは、あまりにも書面に頼りすぎていた。法曹三者が後で読むことを前提に、大量の書面が証拠として提出されることが、まかり通っていた。裁判官も、それをよしとして法廷後にその書面を確認していた。

それを改めないと、本当の集中証拠調べはできないし、一般の方が裁判に参加することもできない。抜本的にそれを改め、意識改革をしなければならないという、一種の政策的な問題でもある。

委員の感想にあったように、「ちょっと見たいな。」という書面はあると思う。しかし、それを許してしまうと、どんどん書面が増えて、元に戻ってしまう。それでは一向に進歩しないで、裁判員裁判もうまくいかなくなってしまう。

アメリカなどの外国では、法廷で見て聴いて、その場で判決を出す。

日本でも、当事者にプレゼンテーション能力を磨いてもらって、忘れそうなことは再度強調するというような工夫をする必要がある。

原則的に、法廷でのやり取りは、後で見られないということか。

メモをすることは禁じられている訳ではない。しかし、メモを持ち帰っていろいろ考えるというのではなく、法廷でのやり取りで心証をとってもらいたい。それができないのであれば、その旨を当事者に指摘してもらって、次の模擬裁判で改善するということを考えている。

特に決まりがある訳ではない。ご説明したように、今まであまりにも書面に頼りすぎていたのではないかと、これを改めないと裁判員裁判がうまくいかないのではないかとということで、運用として、できるだけ書面を使わないで模擬裁判を実施している。

一方、委員のご指摘にもあったように、時間的な余裕がなくて、内容を咀嚼しないままにどんどん進んでいっていいのかという問題もある。

その辺の兼ね合いは大事であり、裁判所内でも検討を続けているところである。

検察官としても、政策的な意図という説明はよく分かるし、抜本的に頭を切り換えなければならないと思う。

しかし、最近、いくつかの模擬裁判を見て個人的に思うのは、普通の人間にとって、朝の10時から12時まで、午後の1時から5時までを、慣れない裁判を集中してずっと聴いているということは、並大抵のことではないということだ。2～3日難しい模擬裁判をやると、裁判員役の方の頭の中は真っ白になって、評議の中でも進んで意見を言える状態ではなくな

ると聞いたことがある。

アメリカの口頭主義にしても、証人尋問の速記録を後で見てもはだめとは言わないと思う。裁判員全員がずっと集中して、一字一句聞き逃さずにすべてを見ているというのは、どこか無理があると思う。

その辺のことについても、今後検討していく必要があると思う。

模擬裁判も最後の日になると、裁判長もスタミナ不足になってしまう。まして不慣れな裁判員役の方々は大変だと思う。かと言って、もっとゆっくり時間や日数を掛けて実施するとすると、裁判員の方に負担を掛けることになるので、何とか3日くらいでできるように工夫している。

次に、幅広い一般国民の方々に、できるだけ無理なく裁判員として参加していただくには、どのような工夫をし、取組をしなければならないかという点について、ご説明したい。

この点については、辞退事由の有無を適切に判断するための方策を中心に、私たちの取組をご報告したい。

この問題の前提として、辞退事由の有無を判断する裁判所（裁判官）が、国民各層が抱える様々な生活上、職業上の事情を的確に把握し、それを踏まえた上で裁判員法の解釈や運用を適切に行うことが求められている。

辞退事由については、裁判員法の16条に定められている。

前回の委員会で、5月30日に実施された模擬選任手続でどのように判断されたかをご報告した。本社の人事部門の代表として海外の会議に参加しなければならないという方については、従事する事業における重要な用務という理由で辞退事由を認めた。

あるいは、会議の意見書の取りまとめ業務の責任者の方や異動時期で業務の引継ぎで多忙を極めるという方も、辞退事由を認められた。

また、模擬裁判の最終日が奥さんの出産予定日であるという方についても、社会生活上の重要な用務という理由で辞退事由を認めた。

他方で、母親が介護施設に入所中で、現在は特に問題はないが、いつ何時転倒したなどといって病院から連絡が入るか分からないという方については、支障が具体化している訳ではないという理由で辞退事由には当たらないという判断がされた。

10月1日から「法の日」週間の企画の一環として、模擬裁判が実施された。その初日に、半日掛けて模擬選任手続が行われた。

まず50人の方を選んで質問票を送り、その中から大企業に勤務する方以外にも、比較的

小さい企業に勤務されている方，個人商店で毎日商売をされている方，専門学校に通っている主婦の方などを含めて20人の方を選んで裁判所に来ていただき，質問手続を実施した。

その結果，勤務先のプロジェクトの進行上，会社を不在にするのは困難であるという申し出をされた方は，辞退事由が認められた。

あるいは，ご主人と二人で理容業をやっているため，代わりの人を頼むのが難しく，自分がないとお客さんに迷惑を掛けてしまうという申し出があった方も，辞退が認められた。

もう一人個人商店の方がおり，質問手続の中で，「非常に忙しいのだが，裁判員の仕事にはできれば参加したい。3日間娘に店を手伝ってもらおう。」と言われた方は，辞退事由が認められなかった。この方は，最終的に6人の裁判員役の1人に選ばれ，3日間模擬裁判に参加された。非常によく発言され，私の意見をよく聴いてもらったという感想を持っていただいたようである。

これらの様子について，テレビで取り上げられたので，その報道をご覧いただきたい。

(大型スクリーンに報道番組を映し出して，紹介した。)

裁判所としては，選任手続には，できるだけ幅広い層の方々に来ていただきたい。かと言って，あまりご無理をお願いすることもできない。その辺の兼ね合いをどうするかが難しいところである。

辞退事由に関するこのような質問をこれから何回も繰り返して，検証し，参加障害事由に関する情報の蓄積と判断の安定化を心掛けていきたいと考えている。

そこで，東京地裁では，様々な企業や団体に出向き，説明をし，ご質問に答えるという活動の中で，模擬裁判員役の候補者になっていただく御協力をお願いしている。

先ほどご紹介した模擬裁判も，大企業の方だけではなく，いろいろな方々に参加していただけるよう心掛けている。

今年の8月以降，40近い企業や団体に裁判官や書記官が出向いて，裁判員制度についての説明を行っている。それ以前に最高裁の係官と回った分も加えると80を超えているが，まだまだ道は遠いという感じである。

最近，裁判官や書記官を派遣して説明してほしいという要請が増えてきている。裁判所としても，できるだけご要望に応じられるように努めており，このような企業・団体回りの機会に模擬裁判の際の裁判員役としての参加をお願いしているところである。それらの方々からいろいろな事情をお聴きし，参加障害事由の情報を蓄積している。

また，現在，各企業に対し，併せて裁判員として参加する際の特別休暇についても，実情

をお聴きしており、この情報を分析し、模擬裁判等に活かしていく作業を続けている。

現在は、これらの作業を、繰り返し繰り返し行っているところであり、裁判員制度が施行された後も、引き続き行っていかなければならないと考えている。

10月24日、報道各紙が一斉に辞退事由（裁判員法16条8号、政令で定めるやむを得ない事由）について、法務省が定める政令について公表された。

この報道によると、法律で定めた以外に、出産直後や妊娠中の方、奥さんの出産に立ち会う必要のある方も、辞退できることになっている。また、介護の必要のある方については、別居の親族や同居されている方にも拡大したいというような配慮がされているようである。

この関係では、これからパブリックコメントが実施され、それを踏まえて政令案として正式に閣議にかけるようである。裁判所としても、これらの動向を見守っていきたいと考えている。

辞退事由についての私たちの活動についても、このようなことをやったらどうかというご指摘があれば、ぜひお聞かせいただいで、参考にしたい。

最後に、前回の委員会で地裁委員からお尋ねのあった、選任手続で使用される候補者名簿はどの時点のものを使うのかということについて、お答えしたい。

裁判員法26条3項により、「裁判員候補者名簿に記載をされた裁判員候補者の中から、呼び出すべき裁判員候補者をくじで選定しなければならない。」と規定されている。

手続としては、例えば、9月に起訴された事件を考えると、公判前整理手続が12月14日ごろに終了し、この段階で審理計画が策定され、第1回公判期日が翌年の1月31日ごろに指定される。そうすると、12月14日の段階で公判期日が決まると、何人呼び出すかということを受訴裁判所が決定する。50人を呼び出すとすると、地方裁判所がその時点の名簿に基づいて、50人をくじで選定する。

したがって、12月14日の時点で、50人の候補者が選ばれることになる。つまり、実際に裁判員として活動していただくのは翌年の1月以降になるが、名簿としては、その前の年の12月14日時点のものが使用されるということになる。

国民の参加意識を高める方策としては、抽象的には広報ということになるのかもしれないが、やみくもに広報といっても難しい。広報が足りないと言うのは簡単だが、国民の皆さんにまで届くメッセージを送ることは、本当に難しい。

裁判員制度について、何かご意見はあるか。

法曹三者（最高裁・法務省・日弁連）で作成した絵入りのパンフレットを使用して、20

～30人に対して、何回か説明をした。細かいことで恐縮だが、「字が小さくて、高齢者には読みにくい。」と指摘されたことがある。最近のパンフレットは、字も大きくなって見やすくなったが、今後も、そのような点に十分配慮してもらいたい。

裁判員制度の周知という点では、国民の7割の方が知っている。ただ、質問手続を経て辞退できるということは知らなかったというように、具体的なイメージがまだ伝わっていない。

裁判所は、現在、具体的に制度の内容を理解していただくために、模擬裁判を公開したり、各地で模擬評議を体験していただく行事を実施したりしている。

辞退事由の判断については、議論をしにくいところではあるが、辞退を広く認めるべきか、認めるべきではないか、ご意見を伺いたい。

裁判員が裁判に要する日数の予測がたつかどうか的大事で、予測がたつなら辞退を広く認めても認めなくてもよいのではないか。候補者となった者にとって、裁判員として選任された場合に、休暇が取れるかどうか、仕事の手当てができるかどうかという心配もあり、裁判員として選任されるかどうか、事前に予測できることが大きな問題だと思う。

裁判員裁判にいろいろな意見を反映させるという意味では、あまり広く認めない方がよいと思う。

話は変わるが、本日配付された「司法の窓Vol.71」の記事に、模擬選任手続に参加された方の感想として、「選ばれるかどうかははっきりしないので、どこまで仕事の都合をつけてくるのか難しかった。」という記載がある。そのとおりだと思う。選ばれたら3日間拘束される可能性がある前提で出頭しているのに、選ばれなかった人は心外ではないか。

主婦が参加しやすいという観点からも、選任手続の日と公判の日は分けた方がよいのではないか。

選ばれた裁判員と補充員が、あらためて公判の日に出頭するようにしないと、選任手続に50人呼ばれて、40何人かは選ばれないのだから、その中には3日間休暇を取って、それが無駄になる人がいるかもしれない。裁判所で、何か手当てを考えることはできないか。

事前に質問票を出してもらって、その時期に忙しいと回答された方は避けるようにしている。質問手続と公判日を別にすると、あらためてまた調査手続が必要になってしまう。

選任手続によって、その日の午後から3日間空けるかどうかは、重大な問題だと思う。

先ほどの床屋さんが、もし3日間アルバイトを雇った場合、裁判員に選ばれなかったからといって、それをキャンセルすることはできないのではないか。

家庭の主婦も、毎日、とても大事なやり繰りをしているので、2日半の影響は大きい。

この事件はこの裁判員でなければならないという制約はないのだから、事前に選任手続を行うことも可能ではないか。

時間がなくなってしまったので、引き続き、次回もこのテーマで他の委員の方のご意見も伺いたい。何かほかにテーマはあるか。

(特に意見なし)

ずっと裁判員制度のを中心に意見交換を行ってきたが、もともと地方裁判所委員会を作ったのは、裁判所のことだけをやるという趣旨ではない。裁判所、検察庁、弁護士会といった法律家の狭い世界について、いろいろな方からご意見を伺って、いろいろ考えようという趣旨である。

次回は、本日のテーマについて引き続き意見交換を行い、その後、できれば裁判所以外の法律家の委員に、現在こんな問題を抱えているとか、裁判員制度についてこんな活動をしているといったご紹介をしていただけたらと思うが、どうか。

私は、賛成である。

それでは、次回は検察庁からご説明していただくことでよいか。

承知した。

次々回は、弁護士会にご説明をお願いしたい。

次回は、平成20年2月7日(木)午後3時から開催する。

以 上